

特定非営利活動法人 北斗スポーツクラブ

令和2年度

前期サークル利用説明会

と き)令和2年2月28日(金) 午後6時30分から

ところ)北斗市総合体育館 小体育室

令和2年度 定期サークル活動利用について

1、申込みについて

◎前期 4月1日～9月30日

◎申込 2月28日から3月9日までに各施設へ提出してください。

(総合体育館・浜分体育センター・久根別体育センター・茂辺地体育センター・北斗市スポーツセンター)

◎サークル利用は、北斗市民または北斗市在勤者が半数以上の団体に限ります。

◎月曜日以外の曜日で活動可能となります。

◎2団体以上同じ曜日・時間帯に利用希望があった場合は、隔週で行うなどの調整があります。

◎団体人数が5名以上から利用申請可能とする。

2、利用について

◎器具・用具等の貸出、施設の利用(器具庫の鍵やカーテン開閉など)については、体育館職員の指示に従ってください。用具等の使用後は、元の場所へ返却するようお願いいたします。

◎サークル活動をお休みする場合は、事前に電話連絡をお願いします。

◎サークル活動を行う際は、申請時間内に準備・清掃を行ってください。

(申請時間前の準備・申請時間を過ぎてからの清掃はご遠慮ください。)

◎全施設、土足厳禁となっております。上靴をご持参ください。

靴は靴袋を準備し各自で管理お願いいたします。

◎敷地内全面禁煙となります。ご理解よろしく申し上げます。

◎ロビーや廊下でのボールの使用、又はアップやミーティングは行わないようお願いします。

◎サークル活動後、体育館利用集計表を記入し必ず提出してください。

3、注意事項

◎各種大会・イベント・合宿等が計画されます。この間の定期サークル活動はお休みいただきます。特に土・日・祝祭日は大会等でお休みいただくことが多くなります。

◎期間途中でサークル活動を中止される場合は、速やかに各体育館へご連絡ください。

◎1ヶ月間、連絡せずに利用されない場合は、一般開放スペースへと変更させていただきます。

◎アリーナ内での飲食はできません。(水分補給の場合は、スクイズボトルやキャップ付きの容器にて行ってください。)

◎一般開放スペースにおきましては、占有権はありません。

また、定期利用サークルが一般開放スペースをご利用になられる場合はその都度施設管理人に相談のうえご利用してください。

令和2年度 各種大会・イベント利用について

1、利用申請について

◎北斗市体育協会加盟の単位協会主催大会の申請は、各協会事務局にて集約し別途申請をお願いします。

◎大会時の利用許可申請書には、大会要項の添付が必要となります。

◎会場設置・撤収および清掃作業を含めた利用時間帯で申請してください。

2、利用・運営について

◎体育館の開館時刻は、午前9時00分からとなります。

大会運営上、事前準備が必要な場合は、事前の打合せ時にお伝えください。

◎車は指定された場所に駐車してください。また駐車場の混雑が予想される場合は、駐車場係を配置していただくこともあります。

◎保護者・応援者の入場がある場合は、上履きと靴袋の準備をしていただくよう、ご指導をお願いします。

◎飲食後のゴミ等はお持ち帰りください。

3、事前打合わせ

申請時または大会開催月の前月までに、施設利用に関する事前の打合わせをさせていただきます。

申請書提出の注意点について

①「体育館利用許可申請書」提出期限日について

- ・前月の5日までに利用許可申請書を提出

②「北斗市内体育館行事日程」発行日について

- ・体育館行事日程を20日発行

③申請時添付書類の会員名簿について

会員名簿は、実際に定期利用する方の氏名を記載してください。

④大会・イベント・定期サークル活動ができない場合

- ・翌月分の体育館日程表と、翌々月の仮日程表を配布しますのでご確認ください。
ご確認の上、サークル活動が行えない場合、他施設でのサークル活動希望の方は利用許可申請書を再度提出してください。

その際は、他施設のご利用状況によりご希望に添えない場合もありますのでご了承ください

※利用許可申請書の締め切りは、上記の前月5日までに提出してください。

北斗市スポーツセンター施設改修工事について

北斗市スポーツセンターは、3月23日（月）から4月11日（土）の期間、施設改修工事を行います。それに伴いスポーツセンターを臨時休館いたします。

定期サークルご利用の皆様には、大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力宜しくお願いいたします。

※臨時休館時の利用方法につきましては、下記の通りに実施いたします。

- 1) 臨時休館の期間、定期サークルを希望する場合は、各体育施設の一般開放枠の時間帯でご利用できます。利用を希望する場合には申請書を提出してください。

3月利用申請書期日：令和2年3月5日（木）まで提出

※4月1日から4月11日の期間でご希望のサークルは、他施設の月曜日、一般開放枠をご利用してサークル活動を行っていただきます。

ご希望される場合には申請書を提出してください。

4月利用申請書期日：令和2年3月20日（金）まで提出

- 2) 利用希望日・時間帯が重複した場合は、調整させていただきます。

- 3) 申請書の提出がない場合は、活動をお休みするという判断と理解させていただきます。